

【資料編】

資料 1 統計法の概要

旧統計法を全部改正（統計報告調整法を廃止）して、統計調査によって作成される統計のみならず、公的機関が作成する統計全般を対象とした法律に改編

1. 目的 (第 1 条)

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

2. 公的統計の体系的整備 (第 2 条～第 31 条)

- ・ 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置付け
- ・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定することを法定化（おおむね 5 年ごとに変更）
- ・ 国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・客観性を確保
- ・ 行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことによって品質確保や重複是正を図るとともに、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための調査（基幹統計調査）における適正確実な報告を担保
- ・ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計について、総務大臣が必要に応じて意見を述べることとすることにより、公的統計全体の体系性を確保
- ・ 行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確性や効率性を向上させるとともに、統計調査における被調査者の負担を軽減

3. 統計データの利用促進と秘密の保護 (第32条～第43条)

- ・ 委託に応じた集計による統計の提供（オーダーメード集計）や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応（提供の対価として手数料を徴収）
- ・ 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

4. 統計委員会の設置 (第44条～第51条)

- ・ 基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を内閣府に設置することにより、公的統計の総合的かつ体系的な整備を推進

5. 罰則等

○ 雜則（第52条～第56条）

- ・ 公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化
- ・ 法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表

○ 罰則（第57条～第62条）

- ・ 秘密漏えい等に関する罰則の適用対象を行政機関が行う統計調査の全てに拡大。また、統計調査事務の受託者に対する罰則規定を明確化

資料2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要

「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要

基本計画は、統計法（平成19年法律第53号）第4条の規定に基づき、分散型統計機構の下、政府が公的統計の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものであり、施策展開に当たっての基本的な考え方や取組の方向性等を記した「本文」と平成21年度からの5年間に取り組む具体的な措置、方策等を列記した「別表」とで構成

今後、政府は、基本計画を踏まえた公的統計の整備に関する施策を着実かつ計画的に推進するとともに、施策の効果に関する評価や社会経済情勢を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを実施

第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

1 公的統計の果たすべき役割

公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報と位置付けられたことを踏まえ、社会で広く有効活用され得る情報基盤として整備していくことが必要

2 施策展開に当たっての基本的な視点

国民にとっての「統計の有用性の確保」を図ることが統計整備の重要な目標。統計の有用性の向上を図るために次の4つの視点が重要

- (1) 統計の体系的整備
- (2) 経済・社会の環境変化への対応
- (3) 統計データの有効活用の推進
- (4) 効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

加工統計や調査統計を含め、公的統計の体系的整備の根幹となる統計を「基幹統計」として指定し、その有用性を向上

◇既存の大規模統計調査を統廃合し、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスを新たに実施し、これを軸とした産業関連統計の体系的整備、国民経済計算の推計方法の確立

◇4省がそれぞれ作成している製造業の生産動態に関する統計を一つに統合

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

＜国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化＞

◇国民経済計算と産業連関表との連携を強化し、整合性を確保

◇国民経済計算の推計に用いる基礎統計の選択に関する検討、推計方法の見直し

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講すべき施策（続き）

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

＜ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用＞

◇経済センサスの実施や行政記録情報の活用を通じた母集団情報の的確な整備

◇各種統計調査結果や行政記録情報との結合による有用な統計の作成に向けた検討

＜福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備＞

◇社会保障給付費について各種国際基準に基づく統計との整合性の向上を検討

＜統計基準の設定＞

◇日本標準産業分類、疾病、傷害、死因の統計分類などを統計基準として設定するとともに、設定又は改定からおおむね5年後を目途に当該基準の改定の必要性を検討

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

＜サービス活動に係る統計の整備＞

◇高度化する情報通信サービスの実態を府省横断的に把握するための統計を整備

◇知的財産活動に関する統計の充実・高度利用

＜少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備＞

◇配偶関係、結婚時期、子ども数等の少子化関連データの大規模標本調査による把握を検討

◇就業（就業及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等の関係を詳細に分析するため、関連統計調査の充実を検討

＜環境に関する統計の段階的な整備＞

◇温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実、気候変動による影響に関する統計を整備

◇総合エネルギー統計における速報値の公表早期化を推進

＜観光に関する統計の整備＞

◇主要な観光統計の充実とともに、共通基準の策定により都道府県間の比較が可能な観光統計の整備を推進

＜企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備＞

◇非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査の開始に向けた取組を推進

◇事業所の開設・廃止による雇用への影響を把握するため、雇用創出・消失指標を整備

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

1 効率的な統計作成

＜行政記録情報等の活用＞

- ◇労働保険及び雇用保険の適用事業所情報、有価証券報告書データ等の活用を検討
- ◇統計調査の実施計画の策定時に、活用可能な行政記録情報等の有無等に関する事前調査・検討を原則化

＜民間事業者の活用＞

- ◇民間事業者が優れたノウハウやリソースを持つ業務分野における積極的な活用
- ◇統計調査の民間委託に係るガイドラインの改正など民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境を整備

2 統計リソースの確保及び有効活用

- ◇基本計画の実施に必要な統計リソースの確保、特に国民経済計算に関する課題の着実な解消のため、研究者や中核的職員を集中的に投入
- ◇地方公共団体を経由する統計調査の見直し、業務量の平準化、調査事務の効率化等の多面的な方策の計画的な実施

3 経済・社会の環境変化への対応

- ◇統計利用者との意見交換を通じて把握したニーズを統計の整備・改善等に活用
- ◇統計の品質に関する評価を通じた既存統計の見直し、統計作成方法の効率化を推進
- ◇統計に対する国民の理解を得るために広報・啓発活動の効果的な実施

4 統計データの有効活用の推進

- ◇新たに制度化されたオーダーメード集計及び匿名データの作成・提供を適切に開始し、その対象とする統計調査を段階的に拡大

5 その他

- ◇政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進
- ◇統計の中立性を確保する観点から、統計作成過程の一層の透明化を推進

第4 基本計画の推進・評価等

- ◇公的統計基本計画推進会議を開催し、政府一体となって基本計画を推進
- ◇統計委員会による基本計画の実施に関する各府省の取組状況の評価・検証、改善意見の提示等

資料3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制

公的統計基本計画推進会議の設置について

平成21年4月23日
各府省統計主管部局長等会議申合せ
平成25年2月27日一部改正

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）に掲げられた施策の推進及び同計画の見直しに必要な政府部内の連絡、調整及び検討を行うことを目的として、下記により、「公的統計基本計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

記

- 1 推進会議の構成
推進会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、必要があるときは、構成員を追加することができる。
推進会議は、総務省政策統括官（統計基準担当）が招集する。
- 2 推進会議は、必要と認めるときには、構成員以外の者の意見を聞くことができる。
- 3 推進会議の庶務は、総務省政策統括官（統計基準担当）が行う。

【別紙】

推進会議構成員

| | | |
|-------------------------------|------------------|------------------|
| 人事院事務総局総括審議官 | 内閣府大臣官房総括審議官 | 内閣府経済社会総合研究所次長 |
| 宮内庁長官官房審議官 | 公正取引委員会事務総局総括審議官 | 警察庁情報通信局長 |
| 金融庁総務企画局長 | 消費者庁審議官 | 復興庁統括官 |
| 総務省統計局長 | 総務省政策統括官（統計基準担当） | 法務省大臣官房司法法制部長 |
| 外務省大臣官房長 | 財務省大臣官房総括審議官 | 文部科学省生涯学習政策局長 |
| 厚生労働省大臣官房統計情報部長 | 農林水産省大臣官房統計部長 | 経済産業省大臣官房調査統計審議官 |
| 国土交通省総合政策局情報政策本部長 (オブザーバー) | 環境省大臣官房審議官 | 防衛省大臣官房長 |
| 内閣府大臣官房統計委員会担当室長 | 日本銀行調査統計局長 | |

「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進について（抄）

平成21年4月23日
各府省統計主管部局長等会議申合せ

公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、下記により、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）に掲げられた各施策の具体的推進を図る。

1 推進体制

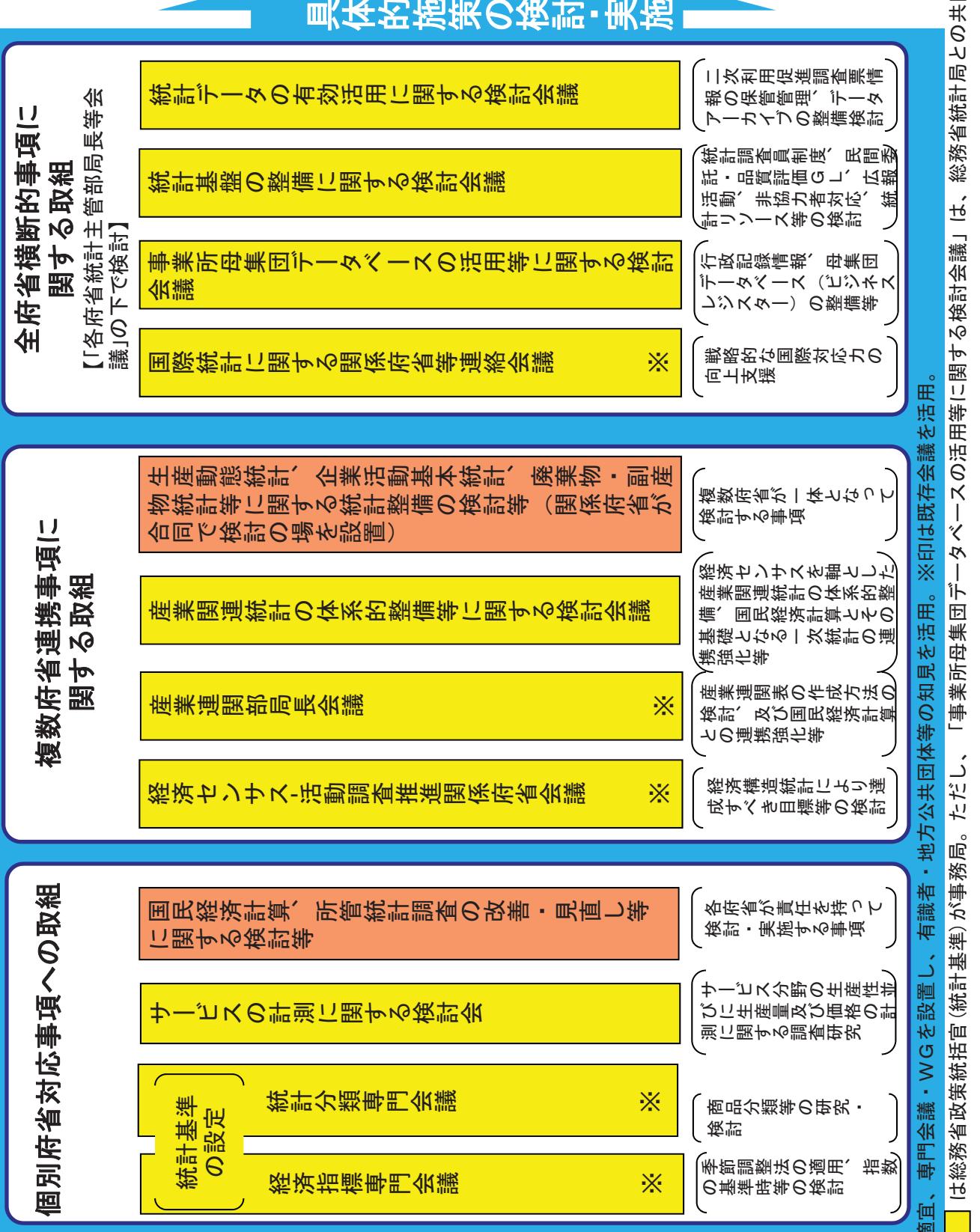
- 公的統計基本計画に掲げられた諸施策については、以下の区分に応じた推進体制を整備し、その推進を図る。
- (1) 府省横断的に取り組むことが必要な事項については、各府省統計主管部局長等会議の下に、各府省の課長等から構成される検討会議を設けるとともに、既存の連絡会議の枠組みを活用して、検討を行う。
なお、設置する検討会議及び活用する連絡会議並びにその主な検討事項については、別紙のとおりとする。
 - (2) 関係府省間で連携して取り組むことが必要な事項については、関係府省間において取組の窓口となる府省を決定し、当該府省が中心となって検討を行う。
なお、産業関連統計の体系的整備については、関係府省の課長等から構成される検討会議を設けるほか、産業連関表の作成方法の見直し及び経済センサス活動調査の実施に向けた調整等に関する事項については、既存の会議を活用して、検討を行う。
 - (3) 各府省が個別に取り組むべき事項については、各府省が主体的に検討を行う。
なお、総務省政策統括官（統計基準担当）において、サービス分野の統計整備については、各府省及び学識経験者等から構成される研究会を設けて、また、統計基準の設定に関する事項については、既存の専門会議の枠組みを活用して、検討を行う。

【別紙】

設置する検討会議及び活用する連絡会議並びにその主な検討事項

- 1 統計データの有効活用に関する検討会議
 - ① 統計データ・アーカイブの整備
 - ② 調査票情報等の保管に関するガイドラインの策定
 - ③ その他統計データの有効活用に関する事項
- 2 統計基盤の整備に関する検討会議
 - ① 統計リソースの確保及び有効活用
 - ② 民間事業者の活用の見直し・改善
 - ③ その他の統計基盤の整備に関する事項
- 3 事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議
 - ① ビジネスレジスターの整備・充実
 - ② 行政記録情報等の活用に関する環境整備
 - ③ その他の事業所母集団データベースの活用等に関する事項
- 4 国際統計に関する関係府省等連絡会議（既存）
 - 各種の統計国際会議、国際機関及び諸国の諸情報に係る府省等間における報告・連絡、国際協力の推進に関する事項

「公的統計基本計画」の政府における推進体制（イメージ図）



資料4 統計委員会における審議結果への対応状況（国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化）

| | |
|--|--|
| 意見事項 | 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化（年次・四半期推計に関する諸課題、統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用） |
| 担当府省名 | 内閣府（経済社会総合研究所国民計算部） |
| 平成二十三年度審議結果における基本的な考え方についての方向性等における今後の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府は、おおむね5年間を計画期間とする現行の第Ⅰ期基本計画期間内に実施する予定の施策については、引き続き2008SNAへの対応など現行の工程表に掲げる措置を着実に実施するとともに、現行の基本計画期間終了後に実施する予定の施策については、現行の基本計画の施策との整合性に十分留意しつつ、社会経済情勢の変化等を反映した新たな工程表の下で推進することについても検討する必要がある。 ○ また、内閣府は、施策の推進に当たっては、引き続き、オープンシステムへの移行を視野に入れながら、必要な体制の充実に努めるとともに、より具体的な議論を進める観点から、基礎統計（一次統計等）を所管する関係府省等との密接かつ円滑な協力関係の構築に努める必要がある。 |
| 平成二十四年度における取組実績 | <ul style="list-style-type: none"> ○ プロジェクトチームごとに、工程表の通り進めている。また、国民経済計算における一次統計等の課題についても、基本計画で示された各課題に関連した事項について関係省庁と検討を行った。 ○ 特に2008SNAへの対応、生産側QE、分配側QEの開発等について、次回基準改定（平成28年目途）に向けて、有識者を招いた研究会を立ち上げた。 ○ また、平成24年12月には、別途検討を行ってきた代替推計手法を組み合わせながら、経済産業省から提供を受けた「平成24年経済センサス－活動調査」の数値を活用して製造業の出荷額、在庫増減額、中間投入額を推計し、平成23年度国民経済計算確報として、公表した。 ○ 体制の充実については、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得るとともに、25年度の定員に関しては2名の増員を行った。 |
| 平成二十五年度以降の対処方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○ プロジェクトチームごとに、統計委員会における御議論も踏まえつつ、この工程表に基づき検討・作業を進めていく。また、2008SNAへの対応等について、引き続き有識者を招いた研究会を中心に検討を行っていく。 ○ 国民経済計算における一次統計等の課題については、基本計画で示された各課題に関連した事項について関係省庁とともに検討を進めていく。 |

資料5 統計委員会における審議結果への対応状況（ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用）

| | |
|--|---|
| 意見事項 | ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用 |
| 担当府省名 | 総務省（統計局） |
| に平 成二 年基 本度 的審 議結 考 え 方 に お け る 今 後 の 方 向 性 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省は、平成25年以降に予定されている正式運用に向けて、引き続き関係府省と密接に連携しながら、以下に掲げる施策を計画的に推進する必要がある。また、施策の推進に当たっては、関係府省の積極的な協力が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> (i) より正確な母集団情報の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・行政記録情報の持つ特性や制約等に留意しながら、企業組織の的確な確認等を効率的・効果的に実施。 (ii) 各統計調査における共通事業所・企業コードの保持 <ul style="list-style-type: none"> ・各府省の統計調査結果における共通事業所・企業コードの保持を推進するため、その保持状況を把握。 ・共通事業所・企業コードが保持されていない統計調査結果については、今後の統計調査において保持されるよう、所管する府省に必要な調整・サポートを実施。 (iii) ビジネスレジスター統計の作成・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスレジスターの記録情報を活用した統計として、どのような集計が可能かについて検討。 |
| 平成 二十四 年度 に お け る 取 組 実 績 | <p>＜全体的事項について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所母集団データベースシステムの運用試験を実施し、同システムの利用手続等を定める「事業所母集団データベース運用管理規程」を決定し、平成25年1月より運用を開始。 ○ 平成23年3月に策定した「整備方針」に基づき、優先的に記録する統計調査結果や行政記録情報は、照合した上で統合し、同システムへ順次、データの記録ができるよう所要の準備を進めている。 <p>また、優先的に記録する統計調査結果や行政記録情報により整備した母集団情報の作成方法を具体的に検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年12月に、総務省政策統括官（統計基準担当）と協力して事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議（第5回）を開催し、ビジネスレジスターの整備に向けたこれまでの取組や今後必要となる取組について確認。 <p>＜統計調査結果の収録に向けた検討＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先的に記録する統計調査結果について、事業所母集団データベースへの記録項目、記録方法、活用方法などの基本的な考え方を決定。 ○ 総務省は、各府省の統計調査結果における共通事業所コードの保持状況を把握し、調整・サポートを実施。 |

| | |
|------------------------------------|---|
| <p><u>平成二十四年度における取組実績（つづき）</u></p> | <p>〈行政記録情報の収録に向けた検討〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働保険情報、商業・法人登記簿情報に基づく記録スキームを構築するとともに、労働保険情報に基づく毎月照会を平成24年5月より本格的に開始。 ○ EDI NET情報は、上場企業等の売上高、費用を把握できることを確認し、平成25年1月以降、順次、データの記録ができるよう所要の準備を進めている。 <p>〈より正確な母集団情報の整備に向けた検討〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 每年度作成する最新の母集団情報について、作成基準日、提供日、提供内容など、母集団情報の具体的な作成方法に係る基本的な考え方を決定。 ○ 現在活用できる行政記録情報における、「個人経営事業所（特に雇用者のいない事業所）の新設・廃業・存否」、「企業組織構造の変化（支社事業所の新設・廃業・存否、本支の関係、企業グループ、合併・分割状況）」について把握の程度を確認。 |
| <p><u>平成二十五年度以降の対処方針</u></p> | <p>〈より正確な母集団情報の整備に向けた検討〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 每年度作成する最新の母集団情報について、基本的な考え方に基づく具体的な事務処理を検討し、平成24年次フレームを作成・提供（速報版を平成25年6月末から提供開始予定、更新版を平成25年度末に提供開始予定）。 ○ 母集団情報の整備について、現在活用できる行政記録情報では、「個人経営事業所（特に雇用者のいない事業所）の新設・廃業・存否」、「企業組織構造の変化（支社事業所の新設・廃業・存否、本支の関係、企業グループ、合併・分割状況）」を十分に把握できないため、諸外国の状況を踏まえ、新たな行政記録情報の活用に向けた検討や新たな情報の収集手法の検討に引き続き取り組むことが必要。 ○ また、最新の母集団情報作成に当たっては、当面記録する統計調査結果等で、母集団情報集団全体のどの程度の事業所・企業の値を更新することが可能なのか、調査間でデータの整合性があるかなど、試行的な作成を通じて、具体的に検証することが必要。 <p>〈統計調査結果における共通事業所コードの保持について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省において、統計調査結果に対して共通事業所コードを保持することは、ビジネスレジスターの整備・利活用に当たって、必要・不可欠であり、今後とも、共通事業所コードの保持状況及び保持に必要な調整・サポートを必要に応じて実施することが必要。 <p>〈ビジネスレジスター統計（事業所母集団データベースを用いた統計）の作成〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 每年度作成する母集団情報を用いて、どのような集計が可能であるか検討。 |

資料6 統計委員会における審議結果への対応状況（グローバル化の進展に対応した統計の整備（貿易統計関係））

| 意見事項 | グローバル化の進展に対応した統計の整備（貿易統計関係） |
|--|--|
| 担当府省名 | 財務省 |
| いお平 てけ成 のる二 基今十三 本後三 的の年 な方度 考向審 え性議 等結 方に つに | <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務省は、関係府省や学識経験者等の意見を含め、1年程度をかけて、貿易統計を活用するに当たっての課題（企業の個別情報の秘密保護の在り方、基幹統計化によってもたらされるメリット・デメリット等）について具体的に検討する必要がある。 |
| 平成二十四年度における取組実績 | <p>【輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた新たな統計の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスレジスターが運用開始されたことを踏まえ、ビジネスレジスターの概要・データ入手方法等を総務省に確認した上で、事業所母集団データベースの収録情報についての確認、貿易統計の集計用データベースにおいて改修が必要な点についての技術面、予算面での検討を開始した。 ・両データベースの収録情報を接続するにあたり有効であると思われるキーについても、技術的に活用可能か検討中である。 <p>【輸出入申告書の貿易形態別の一部の情報（委託加工など）を貿易統計に反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2008SNAにおいて加工用の財貨の取扱いの変更が求められていることを踏まえ、今後の対応について内閣府等と協議を行った。この協議を踏まえ、2008SNAにおける加工用の財貨の取扱いの変更にかかる検討のために関連データを内閣府に提供したことであり、今後も、引き続き、提供していく予定。 <p>【貿易統計の基幹統計化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貿易統計の基礎となる輸出入申告については、貿易手続の円滑化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した簡略化への取組が求められているところであり、統計作成の目的で申告項目の追加等の変更を行うことについて、輸出入者等からの理解を得ることは困難であることを再確認した。 ・一方、貿易統計の元データとなる輸出入申告書は、関税法で提出が義務付けられており、貿易統計の元データは100%の入手が担保されている。 ・以上を踏まえて検討を行った結果、貿易統計については基幹統計化のメリットを活用できる状況にはないと考えられることから、現状を維持することが適当との結論を得た。 |
| 降平の成対処の方針年度以 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所母集団データベースと貿易統計の集計用データベースの接続等が可能か否かについて、検討を継続。 |

資料7 統計委員会における審議結果への対応状況（ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備）

| | |
|------------------------|--|
| 事項名 | ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備 |
| 担当府省名 | 総務省(統計局)、厚生労働省 |
| 平成二十三年度にかけての審議結果的な考え方方 | ○各種統計調査の中で、少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目数は着実に増加していることから、今後は、これらの調査結果を踏まえ、関係する各府省の統計調査における当該項目の全体像を整理した上で、改めて、少子高齢化・ワークライフバランスに関して、調査項目の過不足・重複について検討する必要がある。 |
| 平成二十四年度における取組実績 | <p>【総務省】 労働力調査については、「就業希望者の非求職理由」を把握する調査事項の選択肢に新たに「出産・育児のため」と「看護・介護のため」を新設し、平成25年1月から調査を実施した。 就業構造基本調査については、「非求職理由」、「非就業希望」及び「前職の離職理由」を把握する調査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更し、また、育児や介護に関する「ふだんの状況」や「この1年間の制度等の利用状況」を把握する「育児・介護の状況」を新設し、平成24年10月1日現在で調査を実施した。</p> <p>【厚生労働省】 少子高齢化・ワークライフバランスに関する事項については、関係する統計調査において、調査の企画の際に隨時検討しているものであり、今後も必要に応じ対応を行う。 (1) 雇用動向調査において、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」、離職者票の「離職理由」において「結婚・出産・育児・介護」に関する選択肢を設けている。 さらに、平成24年度においては、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」の選択肢を「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分割し、平成24年上半期分を平成24年12月に公表した。(離職者票の「離職理由」に関する選択肢においては、従来から「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分けている。)</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| 平成二十四年度における取組実績 (つづき) | <p>(2) 厚生労働省が世帯に対して実施しているワークライフバランスに関する調査のうち、3つの縦断調査において、次のような把握をし、集計を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21世紀出生児縦断調査は平成13年より同一対象者を継続して調査しており、主な調査項目として、就業（母親の就業状況）、出産（母親の出産1年前・出産半年後の就業状況）、子育て（子育て費用、子育ての負担感）等を把握し、集計を行っている。 ・ 21世紀成人者縦断調査は平成14年より同一対象者を継続して調査しており、主な調査項目として、就業（就業の状況、結婚・出産前後の就業の状況）、結婚（結婚の状況、結婚意欲）、出産（出生の状況、男女の出生意欲）、子育て（仕事と子育ての両立支援制度の利用状況）等を把握し、集計を行っている。 ・ 中高年者縦断調査は平成17年より同一対象者を継続して調査しており、主な調査項目として、就業（就業の状況、仕事への満足感）、介護（介護の状況、介護時間）等を把握し、集計を行っている。 <p>上記に加え、世代によるワークライフバランスの変化等をみるため、平成22年度に21世紀出生児縦断調査、平成24年度に21世紀成人者縦断調査で新たな標本の追加を行い、21世紀出生児縦断調査については、平成24年12月に公表した。</p> |
| 平成二十五年度以降の対処方針 | <p>【総務省】 労働力調査については、新たな調査事項を含む結果表を四半期ごとに公表する予定。 （平成25年1～3月期分を平成25年5月14日に公表） 就業構造基本調査については、平成25年7月に公表予定。</p> <p>【厚生労働省】 雇用動向調査については、上記の調査事項の変更を含む結果表を平成24年度に引き続き公表予定。 21世紀成人者縦断調査については、平成26年3月に公表予定。</p> |

資料8 統計委員会における審議結果への対応状況（非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備）

| | |
|------------------------------------|--|
| 事 項 名 | 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備 |
| 担当府省名 | 厚生労働省 |
| 平成二十三年度審議結果における今後の方向性等についての基本的な考え方 | <p>【企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備】</p> <p>○雇用構造調査を用いて非正規雇用者数を継続的に把握する場合には、時系列的比較が可能となるよう、調査設計等を固定して実施する必要がある。また、非正規雇用者の実情把握を安定的に行う観点から、必要に応じて関係統計調査の見直しを行う必要がある。</p> <p>（厚生労働省）</p> |
| 平成二十四年度における取組実績 | 統計委員会基本計画部会の指摘を踏まえ、省内の関係部局と行った非正規雇用に関する検討の場において、非正規雇用の実情に関して既存調査で把握されている項目について平成23年度に整理した。これを受け、既存調査に加え、雇用構造調査（就業形態の多様化に関する総合実態調査、若年者雇用実態調査、パートタイム労働者総合実態調査等）において、各調査年のテーマに即した調査事項と、毎年共通の調査事項とに分けて調査することで対応することとし、平成24年雇用構造調査から対応している。 |
| 平成二十五年度以降の対処方針 | 雇用構造調査について、時系列比較が可能となるよう、今後は調査設計等を固定して実施する。 |

資料9 統計委員会における審議結果への対応状況（オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供）

| | |
|--------------------------------|---|
| 事 項 名 | オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供 |
| 担当府省名 | 各府省等、総務省政策統括官（統計基準担当） |
| 方平向成性二等十三年に三つ年い度て審議基結本果的な考え方後の | <p>○統計データの二次的利用については、より高度かつ多様な研究分析等を通じ、学術研究や各種施策に活用されることにより、社会の一層の発展に寄与することが期待されていることから、オーダーメード集計及び匿名データの提供対象調査の拡充を図るとともに、その利用促進が求められている。</p> <p>○このため、各府省は、統計ニーズに係るアンケート等において提供要望が多く、技術的にも対応可能な統計調査については、オーダーメード集計による提供、匿名データの作成を優先的に検討するとともに、例えばオーダーメード集計及び匿名データに係る実践的な活用例をホームページや学会等で周知するなどして、民間における利用を含め、引き続き二次的利用の促進を図ることが必要である。</p> <p>○また、二次的利用を取り巻く諸課題については、総務省の研究会における検討状況を注視していくこととする。なお、オンサイト利用や教育用擬似ミクロデータの検討に当たっては、コストやその負担、国民の理解や研究者に対する国民の信頼感にも密接に関係することに留意が必要である。</p> |
| 平成二十四年度における取組実績 | <p>【総務省】</p> <p>(1) オーダーメード集計 オーダーメード集計については、労働力調査、全国消費実態調査、家計消費状況調査について、経年に伴う年次の追加を行い、家計調査については経年に伴う年次追加を行うとともに、対象年次の遡及を行った。</p> <p>(2) 匿名データ 国勢調査の匿名データについては、統計委員会への諮問を行い、「諮問第44号の答申 国勢調査に係る匿名データの作成について」（平成25年2月15日付け府統委第13号）を得たところ。なお、提供については、平成25年内を予定。 労働力調査の匿名データについては、平成20年調査の追加提供を行った。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>(1) オーダーメード集計 オーダーメード集計については、学校基本調査の対象年次の拡大を行った。</p> <p>(2) 匿名データ 実績なし</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 平成二十四年度における取組実績（つづき） | <p>【厚生労働省】</p> <p>(1) オーダーメード集計</p> <p>①既に実施の3調査で年次拡大（人口動態調査（出生票、死亡票）、毎月勤労統計調査（特別調査票）、賃金構造基本統計調査（個人票））。</p> <p>②集計可能なクロス表の次元数を拡大（毎月勤労統計調査（特別調査票））。</p> <p>(2) 匿名データ</p> <p>平成13年国民生活基礎調査の提供開始。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>(1) オーダーメード集計</p> <p>年度計画を定め21年度から取組を開始し、24年度は農林業センサス、漁業センサス、海面漁業生産統計調査及び木材統計調査について対応可能。</p> <p>(2) 匿名データ</p> <p>23年度に引き続き、農林業センサスの匿名データの作成方法等について、他省庁の先行事例を参考に検討（匿名化の手法等）。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>(1) オーダーメード集計</p> <p>前年度より申請の受付を開始した「経済産業省企業活動基本調査」について、今年度は平成23年調査（22年度実績）を対象範囲に追加した。</p> <p>(2) 匿名データ</p> <p>特になし</p> <p>【日本銀行】</p> <p>(1) オーダーメード集計</p> <p>全国企業短期経済観測調査（短観）のオーダーメード集計の募集を実施（受付期間：平成24年8月1日から9月28日。提供対象時期：平成16年3月調査以降の各調査期）。</p> <p>【総務省政策統括官（統計基準担当）】</p> <p>有識者からなる「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を3回開催し、オンサイト利用に関する仕組みの整備等について検討を進めた。具体的には、平成24年7月に取りまとめた「平成23年度報告書」の中で今後の方向性を記載し、10月に試行運用段階のオンサイト利用施設（大学共同利用機関法人情報・システム研究機構）を見学し、12月及び25年3月の研究会でオンサイト利用に関する論点整理を進めた。また、擬似ミクロデータについても同研究会で検討を行った。さらに、ホームページや学会等が開催する研究集会において周知活動を行った。</p> |
| 平成二十五年度以降の対処方針 | <p>【総務省】</p> <p>(1) オーダーメード集計</p> <p>オーダーメード集計については、引き続き経年に伴う年次追加を行うとともに、昭和分まで含めた遡及の拡大を検討。</p> <p>(2) 匿名データ</p> <p>社会生活基本調査（調査票B）の匿名データの作成方法の検討を予定。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>文部科学省における二次的利用の拡大については、そのニーズや提供実績などを踏まえて検討していくこととしている。</p> |

【厚生労働省】

(1) オーダーメード集計

利用者の要望等を踏まえながら、実施調査の提供年次拡大を進めていく。

(2) 匿名データ

平成16年国民生活基礎調査における匿名データ作成時の諮問答申において「今後の課題」とされた事項について検討を進めるとともに、利用者の要望等を踏まえながら、提供年次拡大に向けた取組を行う。

【農林水産省】

(1) オーダーメード集計

25年度中に、農業経営統計調査について対応を予定。既に対応が可能な4調査については、順次対応可能年次を拡大する。

(2) 匿名データ

引き続き、農林業センサスについて匿名化の手法等の検討を進める。

【経済産業省】

(1) オーダーメード集計

提供を開始している「経済産業省企業活動基本調査」について、引き続き提供年次を拡大する予定。

(2) 匿名データ

特になし

【日本銀行】

(1) オーダーメード集計

平成25年度についても、短観のオーダーメード集計の募集を実施する予定。

【総務省政策統括官（統計基準担当）】

引き続き、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」において、オンライン利用に関する仕組みの整備等について検討を進めるとともに、ホームページや学会等が開催する研究集会において周知活動を行う予定。

統計委員会における審議結果への対応状況（統計職員等の育成・確保）各府省一覧表資料10

*その他の省庁については特段の取り組み無し

資料 11 東日本大震災に伴う基幹統計調査における特別の措置の実施状況（類型別）

(平成25年3月31日現在)

| 区分 類型 | 基幹統計調査名 (府省名) | 調査対象 (調査周期) | 措置のポイント |
|--------------------------|------------------------|----------------|--|
| 調査対象地域の除外(一部地域における調査の中止) | 労働力調査(総務省) | 世帯、個人(月) | ▶平成23年3月分及び4月分については、岩手県、宮城県及び福島県を調査対象から除外。岩手県、宮城県においては5月分から、また福島県においては8月分から可能な範囲で調査を再開。 |
| | 小売物価統計調査(総務省) | 事業所及び世帯(月、旬別) | ▶岩手県、福島県及び茨城県においては平成23年4月上旬調査から、また宮城県においては4月中旬調査から調査を再開。 |
| | 個人企業経済調査(総務省) | 企業(四半期、年) | ▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年1~3月期動向調査票及び平成22年構造調査票の回収並びに平成23年4~6月期動向調査票の配布が困難な状況であったため、一部の市を除き7~9月期から調査を再開。 |
| | 社会生活基本調査(総務省) | 世帯(5年) | ▶平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県の一部地域を除いて、調査を実施。 |
| | 就業構造基本調査(総務省) | 世帯(5年) | ▶調査対象地域から、津波浸水地域及び東京電力福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を除外。 |
| | 経済センサス-活動調査(総務省、経済産業省) | 事業所及び企業(5年) | ▶調査対象の地域的範囲から、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域及び計画的避難区域を除外。 |
| | 工業統計調査(経済産業省) | 事業所(年) | ▶平成24年調査より調査対象の地域的範囲から、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域及び計画的避難区域を除外。 |
| | 学校保健統計調査(文部科学省) | 学校(年) | ▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、作成の基となる健康診断の実施が困難であることから、平成23年度調査については実施しないこととし、その旨の通知を県知事宛に発出。 |
| | 毎月勤労統計調査(厚生労働省) | 事業所(月、年) | ▶当面の間、東京電力福島第一原子力発電所周辺の一部地域における調査を中止。 |
| | 国民生活基礎調査(厚生労働省) | 個人、世帯(年、3年) | ▶福島県においては、24年調査を実施しない旨を決定し、当該県へ連絡済み。 |
| 調査対象・項目の限定(一部除外・中止) | 患者調査(厚生労働省) | 事業所(3年) | ▶宮城県の一部地域及び福島県の全域を除外して23年調査を実施。 |
| | 学校基本調査(文部科学省) | 学校、教育委員会(年) | ▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)の初等中等教育機関においては、「学校施設調査」を中止。 |
| | 社会教育調査(文部科学省) | 事業所(3年) | ▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年度調査について民間体育施設を調査対象外とし、また調査項目について現状の把握が容易であるものに限定することとし、その旨の通知を県教育長宛に発出。なお、調査を行わなかった項目については、平成24年度に補完調査を実施。 |
| | 毎月勤労統計調査(厚生労働省) | 事業所(月、年) | ▶3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年3月~4月分(宮城県は3月~5月分)の全国調査のうち調査員調査部分及び地方調査について、知事の判断により中止。 |

| 区分 類型 | 基幹統計調査名 (府省名) | 調査対象 (調査周期) | 措置のポイント |
|-----------------------|----------------------|----------------|---|
| 調査対象・項目の限定(一部除外・中止) | 医療施設調査(厚生労働省) | 事業所(月、3年) | ➤静態調査では、宮城県における一部地域の病院及び診療所については調査項目を限定して実施。福島県の病院については調査項目を限定するとともに県が電話で聞き取りを行い記入する方法に変更しての実施。また、診療所については調査対象から除外して調査を実施。 |
| 調査実施時期・調査票提出期限等の延期 | 法人企業統計調査(財務省) | 企業(四半期、半年) | ➤四半期別調査(平成23年1月～3月期分)については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)、青森県の一部及び茨城県の一部1千社程度において、調査票の発送を6月初旬まで延期。 ➤年次別調査(平成22年度)については、金融庁が震災による場合の有価証券報告書の提出期限を延長したことを受け、関係省令等の整備を行い、震災による場合の下期調査の調査票提出期限を9月末に延期。 |
| | 学校基本調査(文部科学省) | 学校、教育委員会(年) | ➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)の初等中等教育機関においては、「学校調査」、「学校通信教育調査」、「不就学学齢児童生徒調査」及び「卒業後の状況調査」の回答期限を10月まで延期。 |
| | 賃金構造基本統計調査(厚生労働省) | 事業所(年) | ➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)については、各労働局長から厚生労働省への提出期限を9月12日まで延期(通常は8月20日)。 |
| | 経済産業省企業活動基本調査(経済産業省) | 企業(年) | ➤平成23年調査について、災害救助法の適用市町村に本社がある企業については、発送を1か月遅らせ、調査票を送付してもよいか個別に確認をした上で、調査票を送付。 |
| 集計・推計の方法や、公表時期・期日等の変更 | 国勢調査(総務省) | 世帯(5年) | ➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、町丁・字等別の男女・年齢別人口及び産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を実施し、総務省統計局ホームページに掲載する(平成23年5月31日、6月2日、6月24日、7月12日)とともに、当該地方公共団体に提供。 ➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、人口等基本集計結果を前倒しして平成23年7月27日に公表。 |
| | 経済センサス-基礎調査(総務省) | 事業所、企業(5年) | ➤6県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)について、調査区及び町丁・大字別集計結果を前倒しして平成23年6月15日に公表。 |
| | 労働力調査(総務省) | 個人、世帯(月) | ➤調査結果については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)を除外した全国集計結果のほか、同様の措置を講じた平成21年1月分までの遡及集計結果を公表。 ➤なお、除外した3県に係る補完的な推計を行い、それを基に参考値として全国結果を算出。 |
| | 就業構造基本調査(総務省) | 世帯(5年) | ➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)における「東日本大震災の仕事への影響に関する結果(速報)」を前倒しして平成25年3月8日に公表。 |

| 区分 類型 | 基幹統計調査名 (府省名) | 調査対象 (調査周期) | 措置のポイント |
|--|------------------|-------------------|--|
| 集計・推計 の方法や、 公表時期・期日等 の変更(つづき) | 家計調査(総務省) | 世帯(月) | <ul style="list-style-type: none"> ➤平成23年3月調査以降、県・市町村・調査区単位に除外地域を予め決定するのではなく、可能な範囲で調査を実施し、調査票の取集が困難な場合は集計から除外する方針を公表(4/21)。 ➤平成23年3月分以降の調査結果については、東北地方で調査票を回収できた世帯の結果で補完推計した全国結果を公表。 ➤平成23年3月分について、一部の地域で調査票が追加で回収できることに伴い、6月分公表と同時に遡及改定(7/29)。 ➤平成24年1月調査より調査の実施が困難になっていた岩手県大槌町から同県遠野市に調査市町村を変更、これにより回収不能地域はなくなり、通常どおりの調査・集計・公表となった(3/2)。 |
| | 小売物価統計調査(総務省) | 事業所及び 世帯(月、旬別) | <ul style="list-style-type: none"> ➤全国平成23年3月分調査(4/28公表)については、4県(岩手県、宮城県、福島県及び茨城県)の一部において調査に支障が生じたため、把握した価格の単純算術平均を都市別価格として表章し、調査精度を維持しつつ公表。 ➤全国平成23年4月分調査については、平成23年5月27日に通常どおり公表。 ➤全国平成23年4月分調査公表(5/27)に先立ち、東日本大震災による小売価格への影響の早期把握を目的に東日本地域の小売価格に関する速報値を公表(4/28、5/11)。 |
| | 個人企業統計調査(総務省) | 企業(四半期、年) | <ul style="list-style-type: none"> ➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年1~3月期動向調査票及び平成22年構造調査票の回収並びに平成23年4~6月期動向調査票の配布が困難な状況であったため、1~3月期動向編(5/26公表)、4~6月期動向編(8/25公表)及び平成22年構造編(7/12公表)について、全国結果への影響が軽微なことから、3県を除く全国の結果として公表。 |
| | 法人企業統計調査(財務省) | 企業等(四半期、半年) | <ul style="list-style-type: none"> ➤四半期別調査(平成23年1月~3月期分)については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)、青森県の一部及び茨城県の一部1千社程度において、調査票の発送を6月初旬まで見合わせることとし、これらについては全国平均値を基に補完したうえで集計した計数を速報値として6月2日に公表。その後、関係省令等の整備を行い6月末までに提出された調査票を追加の上、再集計し、7月29日に確報値として公表(昨年は1~3月分を平成22年6月3日公表)。 ➤年次別調査(平成22年度)については、下期調査の公表時期を10月31日とした。 |
| | 毎月労働統計調査(厚生労働省) | 事業所(月、年) | <ul style="list-style-type: none"> ➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、知事の判断により平成23年3~4月分(宮城県は平成23年3~5月分)について、全国調査のうち調査員調査で行っている部分と地方調査を中止。 ➤上記対応状況や集計結果への影響等を公表。 |

| 区分 類型 | 基幹統計調査名 (府省名) | 調査対象 (調査周期) | 措置のポイント |
|--|--------------------------------------|------------------------------|---|
| 集計・推計 の方法や、 公表時期・期日等 の変更(つづき) | 人口動態調査(厚生労働省) 国民生活基礎調査(厚生労働省) | 地方公共団体(月) 個人、世帯(年、3年) | ➤東日本大震災による死亡の状況について特別集計を行い、結果について取りまとめたものを、平成24年9月6日に平成23年人口動態統計(確定数)の概況において公表。 ➤平成23年は、3県(岩手県、宮城県及び福島県)については調査を実施しておらず、これら3県分を除いた数値を平成24年7月5日に公表。 |
| | 農業経営統計調査(農林水産省) | 世帯等(年) | ➤平成23年の調査結果のうち、一部の統計については、2県(宮城県及び福島県)において、農業生産活動ができなかった一部の調査対象経営体を除外して集計した。 |
| | 作物統計調査(農林水産省) | 団体、世帯等(年) | ➤耕地面積調査については、福島県のうち原子力災害対策特別措置法により立入りが制限されている区域における実測調査及び巡回・見積りの実施が困難なことから、当該区域の前年耕地面積を計上。 |
| | 木材統計調査(農林水産省) | 事業所(月、年) | ➤合单板月別調査についても、平成24年4月分から岩手県を含めた調査・公表を再開(H24.5.25)。 |
| | 海面漁業生産統計調査(農林水産省) | 世帯、事業所等(四半期、年) | ➤当初公表予定時期に、岩手県、宮城県及び福島県を除いて公表(H23.5.9)。 ➤宮城県、福島県を含めた第2報を公表(H23.6.24)。岩手県を含めた全国の結果を公表(H23.11.10)。 |
| | 牛乳乳製品統計調査(農林水産省) | 事業所(月、年) | ➤平成23年2月、3月分については、震災による報告の遅れ等により、公表を延期(2月分(3月末公表予定)は4月20日、3月分(4月末公表予定)は5月9日公表済み)。なお、公表の遅延・公表予定については事前に公表。 ➤平成23年4月分(5月末公表予定)以降は、通常どおり公表。 |
| | 経済産業省生産動態統計調査(経済産業省) | 事業所、企業(月) | ➤平成23年3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地の対象事業所に対して、被災の状況等を電話で確認し、合理的な推計を行うために必要な情報を収集。同情報を被災県にも提供。 ➤平成23年4月分以降も、被災県を除外せずに通常どおり公表。 |
| | 経済産業省特定業種石油等消費統計(経済産業省) | 事業所(月、年) | ➤平成23年3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地で調査票の提出ができないとした事業所は、生産動態統計調査で実施したヒアリングを基に推計。 ➤平成23年4月分以降も、被災県を除外せずに通常どおり公表。 |

| 区分 類型 | 基幹統計調査名 (府省名) | 調査対象 (調査周期) | 措置のポイント |
|--|---------------------|-------------------|--|
| 集計・推計 の方法や、 公表時期・期日等 の変更(つづき) | 商業動態統計(経済産業省) | 事業所、企業 (月) | <ul style="list-style-type: none"> ➤平成23年3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地域の事業所から3月分調査票が未提出だった場合は、日割り推計を行う等、より実態に近い形で補完。 ➤平成23年4月分以降も、被災県を除外せずに通常どおり公表。 |
| | 石油製品需給動態統計(経済産業省) | 事業所(月) | <ul style="list-style-type: none"> ➤平成23年3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地の対象事業所に対して、被災の状況等を電話で確認し、合理的な推計を行うために必要な情報を収集。 ➤平成23年4月分以降も、被災県を除外せず、通常どおり公表。 |
| | ガス事業生産動態統計調査(経済産業省) | 事業所(月、四半期) | <ul style="list-style-type: none"> ➤平成23年3～5月分調査については、被災地域の調査客体に督促を行わなかったため、未回収の事業者分を除いた全国の結果を公表。 ➤平成23年6月分以降については、全調査客体について回収を行い、通常どおり公表。あわせて、3～5月分についても遡及して回収し、補正版を公表。 |
| その他(参考値の公表等) | 建設工事受注動態統計調査(国土交通省) | 企業(月、年) | <ul style="list-style-type: none"> ➤平成23年2月分調査票の取集が遅延したため、速報の公表は中止、確報は予定どおりに公表(4/11)。 ➤平成23年4月分の公表については、宮城県分の取りまとめが遅延したため、同県分を含まない推計値を公表(6/10)。 ➤平成23年5月分の公表時に宮城県分を含んだ4月分の再集計値を公表(7/11)。 ➤今後は、被災地域の調査客体の状況に十分配慮した上で通常どおり調査を実施。 |
| | 国勢調査(総務省) | 世帯(5年) | <ul style="list-style-type: none"> ➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、町丁・字等別の男女・年齢別人口及び産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を実施し、総務省統計局ホームページに掲載する(平成23年5月31日、6月2日、6月24日、7月12日)とともに、当該地方公共団体に提供。 ➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、人口等基本集計結果を前倒しして平成23年7月27日に公表。 ➤平成22年調査結果を活用し、浸水地域の人口・世帯数の統計地図を公表(平成23年4月25日)。 |
| | 小売物価統計調査(総務省) | 事業所及び 世帯(月、旬別) | <ul style="list-style-type: none"> ➤全国平成23年3月分調査(4/28公表)については、4県(岩手県、宮城県、福島県及び茨城県)の一部において調査に支障が生じたため、把握した価格の単純算術平均を都市別価格として表章。 ➤全国平成23年4月分調査公表(5/27)に先立ち、東日本大震災による小売価格への影響の早期把握を目的に東日本地域の小売価格に関する速報値を公表(4/28、5/11)。 |
| | 科学技術研究調査(総務省) | 企業等(年) | <ul style="list-style-type: none"> ➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)における調査対象事業所等に対しては、調査票配布時に、電話等により調査実施の可否等を確認。 |

| 区分 類型 | 基幹統計調査名 (府省名) | 調査対象 (調査周期) | 措置のポイント |
|-------------------|------------------------|----------------|---|
| その他(参考値の公表等)(つづき) | 経済センサス-基礎調査(総務省) | 事業所、企業(5年) | <p>➤6県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)について、調査区及び町丁・大字別集計結果を前倒しして平成23年6月15日に公表。東日本太平洋岸地域等(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県)に係る特別集計として、以下を総務省統計局ホームページに掲載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村別産業(大分類・小分類)別事業所数及び従業者数について平成23年5月11日に掲載(6月3日確報集計に基づき更新)。 ・市区町村別産業(大分類)別事業所数及び従業者数-浸水調査区について平成23年5月11日に掲載(6月15日調査区別集計に基づき更新)。 |
| | 経済センサス-活動調査(総務省、経済産業省) | 事業所及び企業(5年) | ➤調査員調査を予定していた単独事業所及び新設事業所のうち、震災に伴う津波等で甚大な被害を受け、調査員調査の実施体制を確保できない岩手県、宮城県及び福島県の一部市町村について、国による郵送調査に変更。 |
| | 工業統計調査(経済産業省) | 事業所(年) | ➤平成24年調査については調査員調査を予定していた単独事業所及び新設事業所のうち、震災に伴う津波等で甚大な被害を受け、調査員調査の実施体制を確保できない岩手県、宮城県及び福島県の一部市町村について、国による郵送調査に変更。 |
| | 毎月勤労統計調査(厚生労働省) | 事業所(月、年) | ➤特別集計(3県(岩手県、宮城県及び福島県)における労働者の増減状況別事業所割合(5/2、5/18等)、東日本と北海道・中部・西日本の2区分における地域別集計(5/31、6/17等))を公表。 |
| | 木材統計調査(農林水産省) | 事業所(月、年) | ➤合板月別調査についても、平成24年4月分から岩手県を含めた調査・公表を再開(H24.5.25)。 |
| | 商業動態統計(経済産業省) | 事業所、企業(月) | <p>➤平成23年3月分については、被災県を除外せずに通常どおり公表。被災地域の事業所から3月分調査票が未提出だった場合は、日割り推計を行う等、より実態に近い形で補完。</p> <p>➤今後も、被災県を除外せず通常どおり公表。</p> |
| | 自動車輸送統計調査(国土交通省) | 自動車(月) | ➤各調査の実施にあたっては、電話問い合わせ等により被災地域に調査実施可否について状況を確認するなど、被災地域の調査客体の状況に十分配慮した上で通常どおり調査を実施。 |
| | 港湾調査(国土交通省) | 事業所(月、年) | |
| | 内航船舶輸送統計調査(国土交通省) | 事業所(月、年) | |
| | 造船造機統計調査(国土交通省) | 事業所(月、四半期) | ➤各調査の実施にあたっては、電話問い合わせ等により被災地域に調査実施可否について状況を確認するなど、被災地域の調査客体の状況に十分配慮した上で通常どおり調査を実施。 |
| | 鉄道車両等生産動態統計調査(国土交通省) | 事業所(月、四半期) | |

資料12 東日本大震災の被災状況の把握・復興に向けた統計情報の提供実績

(平成25年3月31日現在)

| 府省名 | 情報提供内容 | 集計地域 | 調査名 | 公表年月日 (HPアドレス) |
|------------------------|---|-------------------------|---------------|---|
| 総務省 | 津波による浸水範囲に関する基本単位区（調査区）別人口、世帯数 | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 | 平成22年国勢調査 | H23. 4. 25 (http://www.stat.go.jp/info/shinsai/index.htm#kekka) |
| | 小地域別（町丁・字等別）人口、就業者数 | 岩手県、宮城県、福島県 | 平成22年国勢調査 | H23. 7. 12 (同上) |
| 市区町村 | （全域及び浸水による被災地域）別、産業（大分類）別事業所数、従業者数 | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 | 平成21年経済センサス | H23. 6. 3 (同上) |
| 東日本太平洋岸地域のデータ及び被災関係データ | 東日本太平洋岸地域のデータ及び被災関係データ | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 | 注 1 | H24. 10. 22 (同上) |
| 住民基本台帳に基づく人口移動における影響 | 住民基本台帳に基づく人口移動における影響 | 岩手県、宮城県、福島県及び全国 | 住民基本台帳人口移動報告 | H25. 1. 28 (同上) |
| 東日本大震災の仕事への影響に関する結果 | 東日本大震災の仕事への影響に関する結果 | 岩手県、宮城県、福島県 | 平成24年就業構造基本調査 | H25. 3. 8 (同上) |
| 厚生労働省 | 人口動態統計からみた東日本大震災による死亡の状況について ○性・年齢階級別震災死亡数 ○性・都道府県別震災死亡数 ○性・死因別震災死亡数 等 | 全国 | 人口動態調査 | H24. 9. 6 (http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei11/index.html) |
| 農林水産省 | 東日本大震災における津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積（県別及び市町村別） | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 | 注 2 | H23. 3. 29 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai.pdf) |
| | 東日本大震災に伴う被災5県における市町村別漁業経営体数、漁業就業者数、 | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県 | 2008年漁業センサス | H23. 5. 12 (http://www.maff.) |

| | | | | |
|---|-----------------------------|--------------------|--|---|
| | 水産加工場数及び冷凍・冷蔵工場数 | | | go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_gyo.pdf) |
| 東日本大震災に伴う被災4県の農業産出額 | 岩手県、宮城県、福島県、茨城県 | 生産農業所得統計（平成21年） | H23. 5.12 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_gaku.pdf) | |
| 東日本大震災に伴う被災7道県における漁業地区別漁業経営体数、漁業就業者数、養殖種類別経営体数と養殖面積、水産加工場数及び冷凍・冷蔵工場数等 | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 | 2008年漁業センサス | H23. 8.11 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2008/saigai.html) | |
| 東日本大震災に伴う被災6県における津波被災市町村及び津波被災農業集落の主要データ | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 | 2010年世界農林業センサス | H23. 8.19 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/saigai.html) | |
| 東日本大震災による農業経営体の被災・経営再開状況（平成23年7月11日現在） | 東日本の沿岸部等の市町村（福島県を除く） | 2010年世界農林業センサス（注3） | H23. 9.22 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/saigai_2.html) | |
| 東日本大震災による漁業経営体の被災・経営再開状況（平成23年7月11日現在） | 東日本の沿岸部の市町村（福島県を除く） | 2008年漁業センサス（注4） | H23. 9.22 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2008/jyokyo.html) | |
| 東日本大震災と農林水産業基礎統計データ（図説） | | 注5 | H23. 10.21 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/joho/zusetu/zusetu_231) | |

| | | | |
|--|---|--------------------|--|
| | | | 0.html) H24. 6.22 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/joho/zusetu.htm 1) |
| 東日本大震災に伴う被災農地の復旧完了面積（平成24年3月11日現在） | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、山形県、群馬県、栃木県、埼玉県、新潟県、長野県 | 注 6 | H24. 4.20 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/shinsai_nouchi_240311.pdf) |
| 東日本大震災による農業経営体の被災・経営再開状況（平成24年3月11日現在） | 東日本の沿岸部等の市町村 | 2010年世界農林業センサス（注3） | H24. 4.12 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/saigai3.html) |
| 東日本大震災による漁業経営体の被災・経営再開状況（平成24年3月11日現在） | 東日本の沿岸部の市町村 | 2008年漁業センサス（注4） | H24. 4.12 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fcyo3.html) |
| 平成23年被災市町村別農業産出額 | 「東日本大震災に対処するための特例の財政援助及び助成に関する法律」に基づく特定被災地方公共団体のうち、東日本大震災に伴う耕地災害面積割合が3.0%以上の市町村、又は津波被災農地の復旧計画を作成する市町村など、各種復興支援対策を進める上で特に必要と認める市町村。 ただし、福島県については、東京電力福島第1原子力発電所事故の影 | 注 8 | 平成24年12月3日 http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/pdf/hissai_sanshutsu_11.pdf |

| | | | |
|-------|--|-------------------------------------|---|
| | 震に伴い、平成23年において警戒区域等に指定されている市町村を除く。 | | |
| 経済産業省 | 震災に係る地域別鉱工業指数（平成25年2月分速報）の試算値 ＊平成23年8月から毎月の鉱工業指数速報公表に合わせて提供を継続中 | 被災地域、被災地域以外 | 経済産業省生産動態統計調査、鉱工業生産指數 (http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/bunseki/pdf/h25/h4a1302eeu.pdf) |
| | 津波浸水地域に所在する鉱工業事業所（59事業所）の生産額試算値 | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6件の沿岸部62市町村 | 経済産業省生産動態統計調査 (http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/bunseki/pdf/h25/h4a1301tnm.pdf) |
| | 被災地域に所在する港からの輸出状況 | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県 | 貿易統計（財務省）、鉱工業生産指數 (http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/bunseki/pdf/h23/h4a1112j2.pdf) |
| | 震災後の個人消費の動向 | 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄 | 家計調査（総務省）、消費者物価指數（総務省）、消費動向調査（内閣府）、商業動態統計調査、特定サービス産業動態統計調査 (http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/bunseki/pdf/h23/h4a1109j2.pdf) |

| | | | |
|--|--|---|--|
| 震災による被災地域の製造業・商業の 経済規模 (事業所数、従業者数、販売額、等) | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、 茨城県、栃木県、千葉県 | 工業統計、商業統計 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/khozo/sinsai_1_keizaikeibo.pdf) | H23. 8.24 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/khozo/sinsai_1_keizaikeibo.pdf) |
| 震災に係る津波の浸水地域に立地する 製造業の事業所 (事業所数、従業者数、販売額、等) | 岩手県、宮城県、福島県 | 工業統計 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/khozo/sinsai_2_sinsuichiki_kogyo.pdf) | H23. 8.24 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/khozo/sinsai_2_sinsuichiki_kogyo.pdf) |
| 東京電力福島第一原発周辺の警戒地 域、計画的避難区域、緊急時避難難 に立地する製造事業所及び商業事業所 (事業所数、従業者数、販売額、等) | 東京電力福島第一原発周辺の警戒地 域、計画的避難区域、緊急時避難難 に立地する製造事業所及び商業事業所 (事業所数、従業者数、販売額、等) | 工業統計、商業統計 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/khozo/sinsai_3_hinanciki_kogyo.pdf) | H23. 8.24 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/khozo/sinsai_3_hinanciki_kogyo.pdf) |
| 震災による大型小売店、コンビニエン スストアへの影響 (全国、東北) | 全国、東北地方 | 商業動態統計調査 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result/pdf/h2ss_topic2403.pdf) | H24. 4.27 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result/pdf/h2ss_topic2403.pdf) |
| 震災による広告業への影響 | 全国 | 特定サービス産業動態統 計調査 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/advertisement.pdf) | H24. 5.16 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/advertisement.pdf) |
| 震災による物品質賃 (レンタル) への 影響 | 全国 | 特定サービス産業動態統 計調査 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/advertisement.pdf) | H24. 5.16 (http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/advertisement.pdf) |

| | | | | | |
|---------------------------|-------------------------|--------------------|--------------------|-----------|---|
| 影響 影響 | 震災による遊園地・テーマパークへの 影響 | 東日本・西日本 | 特定サービス産業動態統 計調査 | 計調査 | (http://www.meti. go.jp/statistics/t yo/tokusabido/rent al.pdf) |
| 海外現地法人の動向（震災前とその後 の比較） | 海外（海外の現地法人） | 海外現地法人四半期調査 の比較 | 海外現地法人四半期調査 | H23. 9.26 | (http://www.meti. go.jp/statistics/t yo/genntihou/resul t-1/h23/pdf/h2c311 aj.pdf) |

注1) 総務省で整備する「社会・人口統計体系（統計でみる都道府県・市区町村）」と消防庁等の関係機関において公表されている被災状況等のデータを作成。
 注2) 人工衛星画像を基に、東北地方太平洋沖地震の浸水範囲概況図（国土地理院）等の資料を活用しながら目視判断により、農地が流失又は冠水したと思われる農地を推定して求積。

注3) 農林水産省地方支分部局の職員が、関係者から情報収集結果を基に2010年世界農林業センサス結果に乗じて集計。

注4) 農林水産省地方支分部局の職員が、関係者から情報収集結果を基に2008年漁業センサス結果に乗じて集計。

注5) 被災県の主要な農林水産統計データを集約するとともに、地震・津波の規模、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響、農業・漁業経営体の被災・経営再開状況などを含め、東日本大震災に関する被災農地の復旧完了面積を関係機関からの情報収集を基に現地確認して把握。

注6) 農林水産省地方支分部局の職員が、平成24年3月11日時点における被災農地の復旧完了面積を用いて、被災状況の把握等についての情報提供を行っている。

注7) 上記の統計情報を用いた情報提供以外にも各府省は行政記録を用いて、被災状況の把握等についての情報提供を行っている。
 注8) 農林水産省が地方支分部局を通じて実施する農畜産物生産量統計、農業物価統計調査、卸売市場統計等の結果及び市町村農業団体等から的情報収集によって把握した個別農産物の生産量及び価格から算出。